

発議第2号

インスリン依存型（1型）糖尿病を身体障害者福祉法施行令の  
対象機能障害に認定することを求める意見書案

インスリン依存型（1型）糖尿病を身体障害者福祉法施行令の対象機能障害に認定することを求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び厚生労働大臣あて提出するものとする。

平成24年9月28日提出

提出者 和歌山市議会議員

宇治田 清 治

北 野 均

松 本 哲 郎

姫 田 高 宏

山 本 忠 相

## インスリン依存型（1型）糖尿病を身体障害者福祉法施行令の 対象機能障害に認定することを求める意見書案

インスリン依存型（1型）糖尿病は、インスリンを分泌する膵臓のβ細胞が何らかの原因によって破壊される自己免疫疾患であり、発症したその日から、生命維持のためのインスリン自己注射、インスリンポンプによるインスリン注入が一日じゅう欠かせない。また、当該疾患にかかると、一生涯、医療管理が必要となり、インスリン自己注射、インスリンポンプによるインスリン注入がなければ、24～48時間内で死に至る糖尿病の中でも最も重篤な糖尿病である。

1型糖尿病患者は、合併症の出現を少しでも防ぐために、毎日インスリン注入を行い厳格に血糖コントロールしているが、現実には低血糖、高血糖を繰り返し、健常者の膵臓と同等の血糖コントロールを保つのは不可能である。

特に、小児期で発症した場合、その罹病期間は長く、細小血管障害からくる合併症により、若くして透析、失明を余儀なくされるといったことや、その他さまざまな合併症に脅かされることとなる。それら合併症予防対策のためには毎月高額な医療費が必要となるが、現在、20歳以下の患者は、小児慢性特定疾患として医療費一部自己負担に対し公費補助はあるものの、20歳を過ぎた日から健常者扱いとなることから、医療費は3割負担となる現実がある。その上、予期せぬ突然の低血糖発作や高血糖発作による意識障害及び昏睡が日常の中で起こるため、生活上著しい制限を余儀なくされているばかりか、それを理由として就業に支障を来すなど非常に厳しい環境に置かれている。

さらに、こういった経済的苦境に立たされれば、生命を維持する上で絶対に欠かすことのできないインスリン購入のみならず、医療受診のための国民健康保険料の納付さえも困難な状況にある患者も少なくない。

よって、1型糖尿病患者は、一生涯完治することなく膵臓の機能障害が永続し、かつ日常生活に著しい制限を受けることから、重度の膵臓機能障害であるという認識のもと、政府に対し下記のとおり対策を求めるものである。

### 記

インスリン依存型（1型）糖尿病を身体障害者福祉法施行令の対象機能障害に認定すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。